



市議会だより

だより

編集・発行／芦屋市議会

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL：0797 38 2001
ホームページアドレス http://www.city.ashiya.hyogo.jp/gikai/

1月30日号

No.50

あしやのまち再発見

打出小槌町

町名の由来から



打出一番通の碑



打出小槌町の町並み

『摂陽群談』(1701年)という本に「むかし、打出村にお金持ちが住んでおり、ある小槌をもっていました。この小槌はそれを打ちふるとなんでも願いごとがかなえられるという宝物でした」と書かれています。打出小槌の町名は、このような伝説をもとにつけられたと思われる。小槌町のほかに翠ヶ丘・親王塚・楠・春日・大東・南宮・若宮・浜・西蔵の10町にも打出の地名がついていた

のですが、昭和43年(1968)以来の住居表示制度によって打出の字が取られていきました。しかし、小槌町だけは「めでたくて縁起のいい町名」を残したいとする地元の人びとの希望で、現在の地名が残りました。

(『あしや子ども風土記 芦屋の地名をさぐる』から)

震災から
10年

1.17あしやフェニックス基金条例を制定

地区集会所、海浜公園プールは指定管理者制度に

民間活力の導入

第4回定例会のあらまし

その他の市長提出議案は、いずれも承認、同意あるいは可決しました。
議員からは、三件の意見書案の提出があり、「平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する意見書」など二件を可決しました。

また、一・一七あしやフェニックス基金条例は、阪神・淡路大震災で得た教訓を次世代に伝える取り組みを支援するため、基金を設置するもので、震災後十年の節目に当たる平成十七年一月十七日から施行するというものです。

地区集会所の設置・管理条例の一部改正及び都市公園条例の一部改正は、それぞれ集会所及び海浜公園プールの管理の代行を指定管理者に行わせるための所要の改正を行うというものです。このうち、地区集会所の設置・管理条例に関しては、最終日に議員から集会所の開所時間の延長を内容とする修正動議の提出がありました。採決の結果、修正部分是否決し、原案のとおり可決しました。

平成十六年第四回定例会は、十二月三日(金)から二十二日(水)までの二十日間の会期で開催しました。
初日には、平成十五年度芦屋市各会計決算について、決算特別委員長から審査結果の報告があり、賛成多数で認定しました。市長からは、人権擁護委員の候補者の推薦や一・一七あしやフェニックス基金条例の制定など十議案の提出がありました。

議案のうち、水道事業給水条例の一部改正は、水道料金を平均一九・五割引き上げるという内容でしたが、改定の積算基礎となる資料の数値に誤りがあったため、市長から議案の撤回請求があり、十三日(月)の本会議で承認しました。

第1回定例会日程

平成十七年第1回(3月)定例会は、平成十七年2月25日(金)に招集され、3月25日(金)までの29日間で開催する予定です。
日程については変更になることがありますので、ご了承ください。

議会日誌〔10月～12月〕

22日	▼本会議(定例会第4日) 各常任委員長報告、討論、採決	28～29日	▼民生文教常任委員会行政視察(東京都品川区・稲城市)
21日	▼議会運営委員会	21～22日	▼総務常任委員会行政視察(群馬県太田市・東京都杉並区)
15日	▼建設常任委員会	20日	▼議会報編集委員会
14日	▼議会運営委員会	18～19日	▼建設常任委員会行政視察(山形県東根市・寒河江市)
13日	▼本会議(定例会第2日) 議案処理、一般質問	14日	▼決算特別委員会
10日	▼議会運営委員会	13日	▼決算特別委員会
8日	▼総務常任委員会	12日	▼決算特別委員会
7日	▼民生文教常任委員会		
6日	▼建設常任委員会		
3日	▼本会議(定例会第1日) 決議案処理、提案説明、委員会付託等		
2日	▼全体協議会		
1日	▼行財政改革調査特別委員会		